受理番号及び 所 管 件 名 及 び 要 旨 受理年月日	提	出	者
	足羽佑太(倉吉市)		

原則応じるべきとされている。

また、初診料や再診料の中に診療録記入の料金は含まれているべきであり(医師法第 24 条第1項には、医師は患者を診療したら遅滞なく、診療録に経過を記録することが義務づけられている。)、診療録の作成(謄写)を請求したからといって、診断書や紹介状のように、新規の手間として、医師が何かを新たに記入するわけではない。コピーするだけである。

医師が対面して、問診や触診、目視で身体の総合診療をする「初診料」の保険適用前とて3千円かからないのであるから(282点、2,820円。3割負担保険適用なら850円。) コピーだけで5千円は不適当であり、「実費」を逸脱したものといわなければならない。

本来、医師会などが、各医療機関を指導すべきだが、十分な 指導がなされておらず、今もこのような医療機関があるのは 問題視されるべきである。

当該医療機関では、診療録開示請求書の事前準備もなく、 請求に要する料金や手続などの掲示もなされておらず、問題が あると感じた。指針では、「医療機関の管理者は、診療記録の 開示手続等を定めた診療情報の提供に関する規程を整備し、 苦情処理体制を含めて、院内掲示を行うなど、患者に対しての 周知徹底を図らなければならない。」とされているからである。

陳情者は、当該医療機関に午後1時30分ころ行ったものの、 医療機関側が診療録の開示に関しての手続や料金を迅速に判断 できず、5千円の手数料徴収の是非について、その場で鳥取県 医療指導課や中国四国厚生局鳥取事務所へ確認したこともあっ て、結局、当日の午後5時までに開示されず、医師から「帰れ」 と言われ、やむなく開示できないまま帰った。

この問題については、陳情者が鳥取県医療指導課に対し、「病院側に、通知等を遵守するよう指導してもらいたい」と電話したが、その際、鳥取県担当者からの回答は、「今、どうすればいいか困っている。この額が合理的かどうかという話だが…。」という旨だった。中国四国厚生局鳥取事務所の回答は、「診療録謄写請求に関しては、法や指針があるが、後者は指針といえど基本的に守ってもらうことである。ただ、医療機関側が『実費』と言ってしまうと、その算定根拠は明確に患者に示されるべきだが、具体的な金額として5千円が正しいか正しくないか

を言うことは難しい。」という旨だった。

以上述べてきたように、この度の問題は、法 33 条第2項に おける「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額」 が不明確であり、指針に留まることに起因する。

2014 年 10 月8日の読売新聞の記事によれば、「患者のカルテ開示請求に、高額な手数料を求める医療機関があるため、厚生労働省は、立ち入り検査の重点項目に開示手数料を新たに盛り込み、指導強化に乗り出した。」とあるが、実際に指導や立ち入り検査をする厚生労働省の下部機関である厚生局では開示手数料の5千円が高いか安いか判断できず、手をこまねいていることが、この度のケースで発覚した。

よって、法やその施行規則、医師法など関係法令の改正により、診療録開示・謄写手数料の上限額・基準を設定するように求める意見書を、鳥取県議会として、地方自治法第99条の規定により提出していただきたい。また、鳥取県の担当部局において、医師会等を通じ、各医療機関に対し、法や指針の遵守を求めることを、鳥取県議会として、鳥取県当局に求めていただきたい。

▶陳情趣旨

- 1 個人情報保護法又はその施行規則等に診療録開示手数料等 の上限額・基準を設定するよう求める意見書を、鳥取県議会 として、地方自治法第99条の規定により提出すること。
- 2 鳥取県の担当部局において、医師会等を通じ、各医療機関 に対して個人情報保護法や診療情報の提供等に関する指針 (厚生労働省)の遵守を求めることについて、鳥取県議会 から鳥取県当局に求めること。